

蒲郡市まちづくりDX推進コンソーシアム設置要綱

(設置)

第1条 蒲郡市におけるデジタルトランスフォーメーションによるまちづくり(以下「まちづくりDX」という。)推進に関するビジョンの策定及び地域課題の解決にあたり、広くまちづくりに関わる団体等の意見を反映し、産学官協働によるまちづくりDXを推進するため、蒲郡市まちづくりDX推進コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 コンソーシアムは、次の事務を所掌する。

- (1) まちづくりDX推進に関するビジョンの策定、推進及び評価に関すること。
- (2) デジタル技術を活用した地域課題の解決に係る先進事例の情報共有に関すること。
- (3) デジタル技術を活用した地域課題の解決に向けた実証実験のスキーム構築及びICT企業とのマッチングに関すること。
- (4) 市のオープンデータに関する意見調整並びに様々なステークホルダーが保有するデータの共有に向けた情報収集及び意見調整に関すること。
- (5) その他まちづくりDX推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 コンソーシアムは、企業、まちづくりに関わる団体、教育機関の代表者、公共的団体の役員等であって市長が委嘱した者及び副市長をもって組織する。

- 2 コンソーシアムの委員の委嘱期間は、委嘱された日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 コンソーシアムに会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名した者とし、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 コンソーシアムの会議は、会長が招集し、その議長となる。

(ワーキンググループ)

第6条 コンソーシアムに、まちづくりDX推進に関して調査研究するためのワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第7条 コンソーシアムの庶務は、企画部デジタル行政推進課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。